

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第84号-続報⑧

今回のテーマ「新型コロナウイルス感染症に関する法務省周知-続報⑧」について

情報通信 84号の続報です。在留資格認定証明書の有効期間の更なる延長措置がとられることから、外国人技能実習機構の「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問」が更新されました。

外国人技能実習機構【新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問 QA1】

Q1 入国が当初の予定より遅れそうだが、どうしたらよいか。

A1 技能実習計画の認定を受けている場合で、認定を受けた計画の技能実習期間と入国日との間が3か月以上空いていない場合は、特段の変更届等の手続は不要です。3か月以上空いている場合は、技能実習計画軽微変更届出書を提出してください。詳しくは、外国人技能実習機構地方事務所にお尋ねください。また、入国時期を遅らせる場合については、雇用契約期間の雇用条件に変更が生じることなど、技能実習生が不安にならないように送出機関を通じて十分に説明することが必要です。なお、既に交付を受けている在留資格認定証明書の有効期間が経過した場合は、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う必要があります。

※在留資格認定証明書の有効期間は通常3か月間であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢により、特例として、2020年1月1日以降に作成された在留資格認定証明書については、作成日に応じて以下のとおり有効なものとして取り扱うこととしています。

- 2020年1月1日から2021年7月31日までに作成された在留資格認定証明書
⇒2022年1月31日まで有効なものとして取り扱います。
- 2021年8月1日から2022年1月31日までに作成された在留資格認定証明書
⇒作成日から6か月間有効なものとして取り扱います。

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて



令和3年7月5日
出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

対応方針

- 出入国在留管理庁においては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本邦への入国時期が遅れている方に配慮し、入国手続に必要な在留資格認定証明書（以下「認定証明書」という。）の有効期間を延長する措置を講じてきました（下記の「これまでの取扱い」参照）。
- 今般、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入国手続に影響を及ぼしていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講じる**こととします（下記の「新たな取扱い」参照）。
- ※ なお、認定証明書は、交付時点における上陸のための条件への適合性を証明するものであり、有効とみなす期間が過度に長期化することは認定証明書交付時の状況と入国時の状況が異なる可能性が高まるため、下記の新たな取扱い以降、認定証明書の有効期間の更なる延長は行いませんが、**前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。詳細はこちらを御覧ください。**

これまでの取扱い	新たな取扱い
①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格	①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
②対象地域 全ての国・地域	②対象地域 全ての国・地域
③対象となる在留資格認定証明書 2019年10月1日以降に作成されたもの	③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの
④有効とみなす期間 ・ 作成日が2019年10月1日～12月31日 → 2021年4月30日まで ・ 作成日が2020年1月1日～2021年1月30日 → 2021年7月31日まで ・ 作成日が2021年1月31日～ → 作成日から「6か月間」有効	④有効とみなす期間 ・ 作成日が2020年1月1日～2021年7月31日 → 2022年1月31日まで ・ 作成日が2021年8月1日～2022年1月31日 → 作成日から「6か月間」有効
⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合	⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 <small>参考様式<別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用> 参考様式<別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用> ※ 査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。</small>